

橋本周辺広域市町村圏組合公告式条例

平成 11 年 3 月 31 日

条 例 第 1 号

改正 平成 17 年 9 月 26 日条例第 5 号 平成 18 年 2 月 24 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(告示及び公告の公表)

第 5 条 管理者及び組合の機関の定める告示並びに公告については、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 9 月 26 日条例第 5 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
橋本市役所揭示場	橋本市東家一丁目1番1号
かつらぎ町役場揭示場	かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
九度山町役場揭示場	九度山町大字九度山1190番地
高野町役場揭示場	高野町大字高野山636番地